

枝幸ウインドファーム（仮称）

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 12 月

九電みらいエナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告等の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和 6 年 10 月 22 日（火）

(2) 公告等の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和 6 年 10 月 22 日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙 1 参照〕

- ・北海道新聞（朝刊 旭川北見版：33 面）
- ・日刊宗谷（朝刊 宗谷郡部版：2 面）

② 広報誌等によるお知らせ

上記の公告に加え、自治体の協力のもと、縦覧及び説明会開催の「お知らせ」を実施した。

- ・枝幸町広報誌「広報えさし 10 月号」へ掲載（令和 6 年 9 月 26 発行）〔別紙 2-1 参照〕
- ・枝幸町民向けケーブルテレビ「EOS チャンネル」で令和 6 年 10 月 22 日（火）から令和 6 年 11 月 21 日（木）まで文字放送を実施〔別紙 2-2 参照〕

③ インターネットの利用によるお知らせ

当社のウェブサイトに加え、自治体のウェブサイトで「お知らせ」を掲載した。

- ・九電みらいエナジー株式会社 ウェブサイト〔別紙 3-1 参照〕
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/471>
- ・北海道 ウェブサイト〔別紙 3-2 参照〕
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/203503.html>
- ・枝幸町 ウェブサイト〔別紙 3-3 参照〕
https://www.esashi.jp/esashi_news/news/windfarm.html

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 3 箇所において縦覧を行った。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイトで公表した。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・枝幸町役場 町民課
- ・枝幸町役場 歌登支所
- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課

② インターネットの利用による公表

当社のウェブサイト、方法書及び要約書を掲載した。〔別紙 3-1 参照〕

また、自治体（北海道及び枝幸町）のウェブサイトと当社のウェブサイトとをリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。

〔別紙 3-2、3-3 参照〕

・ 九電みらいエナジー株式会社 ウェブサイト

<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/471>

(4) 縦覧期間

・ 縦覧期間：令和 6 年 10 月 22 日（火）から令和 6 年 11 月 21 日（木）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

・ 縦覧時間：枝幸町役場町民課及び歌登支所は、8：30 から 17：15 まで

北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課は、8：45 から 17：30 まで

なお、インターネットの利用による公表については、方法書についての意見書提出期間と同じ令和 6 年 10 月 22 日（火）から令和 6 年 12 月 5 日（木）までとし、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧場所における縦覧者数は、アンケート方式により集計したところ 8 名であった。

総数

（内訳）	枝幸町役場 町民課	: 1 名
	枝幸町役場 歌登支所	: 7 名
	北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課	: 0 名

※参考 縦覧期間中における当社ウェブサイトへのアクセス件数：532 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

① 日刊新聞紙等による公告

説明会の開催公告は、方法書の縦覧に関する公告等と同時に行った。

② 日刊新聞紙の折込みチラシによるお知らせ〔別紙 4 参照〕

枝幸町内の日刊新聞購読世帯に、令和 6 年 11 月 1 日（金）の折込みチラシで説明会開催の「お知らせ」を配布した。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和 6 年 11 月 8 日（金） 13 時 30 分から 15 時 15 分

- ・開催場所：歌登地域総合センター（枝幸郡枝幸町歌登東町 106-19）
- ・来場者数：37 名

② 令和 6 年 11 月 9 日（土） 13 時 30 分から 15 時 10 分

- ・開催場所：枝幸町中央コミュニティセンター（枝幸郡枝幸町本町 880 番地）
- ・来場者数：10 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 10 月 22 日（火）から令和 6 年 12 月 5 日（木）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送の受け付けは最終日の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。〔別紙 5 参照〕

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 8 通、意見総数は 26 件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見総数は 26 件であった。方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は表のとおりである。

表 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	工事前に熊の生息を確認しますか？又は他の工事で熊が居ましたか？その熊が住みかをどこかへ変え生息する事例がありますか？ 熊が居場所を探しに市街地にくるのではと心配です。	方法書に記載の調査計画のとおり、約 1 年間、対象事業実施区域とその周囲でクマを含む哺乳類について現地調査を実施し、結果については、専門家に相談の上、今後の対応を検討することとしております。 なお、令和 5 年 10 月に対象事業実施区域内に風況観測塔を設置しておりますが、これまでのところ設置工事や定期点検においてクマの生息は確認されていません。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	4. 1. 2 選定の理由 表 4. 1-3 超低周波音について、「健康影響について明らかな関係を示す知見は確認できないことから」と書かれてますが、(正確でないため)、知見の有無を確認した範囲を明確にしてください。 風車の影について、「施設の稼働に伴い発生する風車の影が影響を及ぼす可能性があることから」と書かれていますが、(正確でないため)、影響を及ぼす可能性があることを判断した根拠を明確にしてください。	超低周波音につきましては、環境省による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成 28 年）において、専門家による審査を経て医学会誌等に掲載された査読を経たレビュー（総説）論文及び海外政府機関による報告書等を中心に整理した結果として「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」ことが記載されております。 風車の影については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和 6 年）において、「発電所の運転に伴い、回転する翼の影により地上に明暗が生じ（シャドーフリッカー）、住宅等がこのシャドーフリッカーの範囲内に入っている場合、住民が不快感を覚えることが懸念される」とされていることを踏まえ、影響を及ぼす可能性があることを判断しております。 また、日本国内において風車の影による影響範囲に関する定義等はありませんが、「Planning for renewable energy - a companion guide to PPS22」（Office of the Deputy Prime Minister、2004 年）によれば、風車の影による影響はローター直径の 10 倍（10D）とされております。 本事業が現在検討中の風力発電機のローター直径は最大 136m であり、風車の影の影響が及ぶ範囲は、各風力発電機設置予定位置から約 1. 36km となることから、各風力発電機設置予定位置から約 2. 0km の範囲を調査地域として設定しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
2	4.1.3 計画中の風力発電事業との累積的な影響 表 4.1-4 超低周波音について、「計画中の他事業とは約 10km と十分な離隔があり・・・累積的な影響は想定されない」と書かれていますが、影響がないことの知見を明確に示してください。 風車の影について、「計画中の他事業とは約 10km と十分な離隔があり・・・累積的な影響は想定されない」と書かれていますが、影響がないことの根拠となる知見を明確に示してください。 動物 重要な種及び注目すべき生息地について、施設の稼働では、「計画中の他事業とは約 10km と十分な離隔があり・・・累積的な影響は生じない」と書かれていますが、渡り鳥にとっては、風車が隣接することにより渡りのルートが狭まり、バードストライクのリスクなどが増えると考えます。「影響は生じない」という根拠となる知見を示してください。 生態系 地域を特徴づける生態系について、施設の稼働では、「計画中の他事業とは約 10km と十分な離隔があり累積的な影響は生じない」と書かれていますが、山林の生態系は複雑であり影響はあると考えます。「影	超低周波音に関する音の伝搬につきましては、「よくわかる低周波音」（環境省、平成 19 年）によると、「低周波音も音の仲間なので、発生源から離れるにつれて音の大きさは小さくなります」と記載されております。計画中の他の風力発電事業とは約 10km 離れており、超低周波音は本事業と他の風力発電事業の中間域に到達するまでに十分に小さくなることから、超低周波音による他の風力発電事業との累積的な影響は想定しておりません。 風車の影につきましては、日本国内において風車の影による影響範囲に関する定義等はありませんが、「Planning for renewable energy – a companion guide to PPS22」（Office of the Deputy Prime Minister、2004 年）によれば、風車の影による影響はローター直径の 10 倍（10D）とされております。 本事業が現在検討中の風力発電機のローター直径は最大 136m であり、風車の影の影響が及ぶ範囲は、各風力発電機設置予定位置から約 1.36km となることから、約 10km 離れた他の風力発電事業との累積的な影響は想定しておりません。 鳥類の渡りにつきましては、「環境アセスメントデータベース (EADAS) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ 鳥類の渡りルート」（環境省）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、天塩川沿いに海ワシ類やハクチョウ類の渡りルートが存在します。海ワシ類の渡りは天塩川河口から旭川方面に天塩川沿いを移動するルートとなっていること、ハクチョウ類の渡りはサハリン方面から浜頓別町にあるクッチャロ湖を経由して北側から、または直接北東側から音威子府市街付近（本対象事業実施区域の西側）の天塩川周辺に移動し、天塩川沿いを旭川方面に移動するルートとなっていることから、他の風力発電事業のエリアを渡り鳥が回避した場合でも渡りのルートは天塩川沿いに収束するものと想定しており、約 10km 離れた本事業で計画している対象事業実施区域まで迂回することはないと考えております。そのため、他の風力発電事業との累積的な影響は想定しておりません。 なお、渡りのルートの幅が広く、今後の調査において多くの渡り鳥が確認された場合や新たな知見等から、他の風力発電事業との累積的な影響の可能性が考えられる場合は、新ためて検討することとしております。 山林の生態系については、他の風力発電事業とは約 10km の離隔があり、その間には北見幌別川等の河川及びその周囲の採草地（牧草地）等により山林環境が分かれていることから、それぞれの山林における生態系が、本事業

No.	意見の概要	事業者の見解
	響は生じない」という根拠となる知見を示してください。	業と他の風力発電事業の両事業により影響を受けることはないと考えております。 また、自然環境要素が複雑に関係する生態系のメカニズムを全体的にとらえる範囲（単位）として、「流域」という見方もありますが、本事業と他の風力発電事業はそれぞれ別の流域に位置していることから、流域の観点からみても本事業と他の風力発電事業との累積的な影響は想定しておりません。
3	表 4.2-1(3) 専門家等への意見聴取の結果（専門家 C）【2/2】 「環境として、チュウヒが繁殖できるような平坦部がないので、ここでは対象にしない」旨の記載を入れたほうが、整合性がとれてよいのではないかと考える。」との意見が書かれていますが、そもそも、保全のリストに掲載されているチュウヒを、文章の整合性の観点から対象から外すことは、環境影響評価が事実に基づき的確にされていると言えない可能性がありますので、再評価を求めます。 表 4.2-1(7) 専門家等への意見聴取の結果（専門家 G）【1/2】 「既存の現存植生図等は古い情報であるため」と、書かれているように、まず、第三者の植生を評価する機関による現地評価を実施するように要望します。	方法書の記載につきましては、主に文献による情報をもとに検討しており、対象事業実施区域及びその周囲での生息の可能性が低い動物の情報も含まれております。 ご指摘にありました生態系調査の上位性注目種の選定におけるチュウヒに関する記載につきましては、「文章の整合性」ではなく、「選定にあたっての考え方の整合性」という観点から、選定理由として対象事業実施区域及びその周囲における繁殖・採餌利用の可能性の有無からも記載したほうが良いということ専門家から助言いただいたと認識しております。そのため、方法書では選定条件として繁殖・採餌利用の可能性の有無について記載し、チュウヒについては草地環境を主な生息地として繁殖・採餌利用する種であり、樹林環境を主体とする対象事業実施区域及びその周囲においては利用の可能性が低いことから、上位性注目種の選定候補から除外いたしました。専門家への意見聴取に関する方法書図書への記載内容につきましては、専門家に確認いただいておりますが、今後、図書への記載に際しては、誤解を招くような表現がないよう努めてまいります。 植生につきましては、現地調査を実施し、調査結果をもとに作成した植生図により各植生群落の生育分布状況を踏まえ、予測及び評価を実施することといたします。 現地調査は、北海道の植物・植生群落に精通し経験豊富な調査技術者、国からの業務委託の資格要件ともなる技術士（環境関連分野）や生物分類技能検定の資格を有する調査技術者またはそれらの技術者が在籍する環境コンサルタント会社に調査を委託し、調査精度の確保・管理に努めてまいります。 また、調査結果については、学識経験者や専門家に確認いただくこととしております。
4	表 4.2-4 超低周波音に係る調査、予測及び評価の手法 2. 調査の基本的な手法に、「G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定」となっていますが、周波数分析による、周波数ごとの音圧レベルの測定を要望します。 貴社が環境に貢献する企業であること、地域に寄り添う取組の企業であるので、是非追加の測定を実施し、地域の理解を図るようお願いします。	超低周波音調査の基本的な手法につきましては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル（環境庁、平成 12 年）に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定し、周波数ごとの音圧レベルとして整理いたします。また、超低周波音の調査、予測及び評価の結果につきましては、準備書段階において丁寧に説明を行うことで、地域の皆さまの信頼、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
	5. 調査期間等に、「状況を代表する4季に3日間」となっていますが、風が強い日に調査を実施していただくようお願いします。	超低周波音の調査時期等につきましては、同マニュアルにおいて、低周波音の測定は風の影響を強く受け、風により発生する雑音により正確な低周波音のデータを得ることができないため、風が強いときは低周波音の測定をしないほうが無難であるとされていることを踏まえ、風の強い日を避けて、「状況を代表する4季に3日間」に超低周波音の測定を行うこととしております。
5	方法書の縦覧場所について 実施予定地の近隣には、中頓別町（小頓別秋田地区）の住宅があります。今回の縦覧場所に中頓別町役場が含まれていない理由、及びのその判断の根拠となる知見を明確にしてもらうよう、お願いします。	発電所アセス省令第18条では、環境影響を受ける範囲と認められる地域について、次のように規定されております。 ①対象事業実施区域及びその周囲1キロメートルの範囲内の区域であること。 ②既に入手している情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断されること。 本事業では、上記②の内容を踏まえ、風力発電事業における環境影響が最も広範囲に及ぶ環境要素を「景観」としております。景観に関しては「景観対策ガイドライン(案)」(1981年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)によると垂直見込角1度は「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない」とされていることから、風力発電機設置予定位置から垂直見込角1度の範囲を「環境影響を受ける範囲」(約11.4km)として設定しております。 中頓別町には、垂直見込角1度の範囲に風力発電機が視認される主要な眺望点及び身近な眺望点がないことから、関係地域に該当しないものとさせていただいております。 なお、風力発電機が視認できる可能性のある領域が存在する近隣自治体(中頓別町、音威子府村及び美深町)に対しては、関係地域を枝幸町とすることでご理解を得ております。
6	住民説明会の開催時期について 貴社として、地域との連携を図る方針ならば、風況観測などの開始前に説明会を実施すべきと考えますが、本件に対し、貴社の見解を求めます。 以上、明確な回答を求めます。	風況観測機器の設置及び猛禽類調査の計画につきましては、令和5年8月に事前に関係自治体及び地元自治会区長様への説明を行っております。 今後も引き続き、環境影響評価における現地調査に関する説明会や準備書段階及び着工前における説明会等を開催するとともに、都度、地元説明会等を行い、地域の皆さまにご理解いただけるように努めてまいります。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①自然環境調査、特に鳥類調査について 調査期間、調査時期を詳細に示すチャート図が必要である。調査時期などは表 4-2-9 の中に個々に示されてはいるが、非常に理解しづらい。1 年、1 月、旬間に当てはめた調査予定の図を作成されていないのは何か理由があるのだろうか。恣意的な物を感じるのは穿った見方だろうか。 当日資料の P12 に事業スケジュールが示されているが、希少猛禽類の調査期間が 2 年に満たないのは信じられない。事業者の今調査に対する姿勢を疑う。 鳥類調査に限らず自然環境調査は最低 3 シーズン必要だと私は考えている。何も基礎データがない、文献のデータしかない処での自然環境調査では尚さらである。既成事実を積み上げるだけの調査にしか感じられない。 学識経験者への聞き取りの中で、キンメフクロウ、スズメフクロウの言及がある。この 2 種は冬鳥と考えられる。なので秋期から冬期にかけての調査が重要になるが、具体的な調査については言及がないし、調査期間も示されていない。キンメフクロウは繁殖の可能性もあるので、事業予定地だけでなくより広い範囲の調査が求められるので実施すべきである。また冬鳥は年によつての渡来状況が極めて大きいのでたとえ 2 シーズンの調査であっても調査としては不十分である。 北海道とくに道北地域において生息確認や生態調査が難しいのはハチクマだと考える。この辺に留意して猛禽類の調査を進めることが大切である。 オジロワシ、オオワシについては渡りのルートの把握は勿論であるが、冬期はシカ死体に依存することが確認されている。他にクマタカ、イヌワシ（枝幸で越冬の記録あり）も同様なので冬期の調査はシカの動向を含めた多面的な調査を検討すべきだろう。	方法書では、調査期間、調査時期等について詳細に記載しており、更に拡大図の添付、調査地点位置図への植生情報を追加するなど、ご覧いただく皆さまが確認し易い図書づくりを進めてまいりましたが、ご指摘を踏まえ、よりわかり易い図書づくりに努めてまいります。 希少猛禽類調査の調査期間につきまして、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」(平成 24 年、環境省)を参考に、専門家の意見を踏まえて令和 6 年 1 月から令和 7 年 8 月までの 2 営巣期を対象に計画しておりますが、必要に応じて追加調査を検討することとしております。 鳥類調査に限らず自然環境調査については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 6 年、経済産業省)を参考に検討するとともに、専門家からの助言を踏まえて設定しておりますが、必要に応じて追加調査を検討することとしております。 キンメフクロウやスズメフクロウ等のフクロウ類につきましては、専門家の助言をもとに、鳴き声確認調査及び録音機設置による自動録音法(録音した音声の分析)を 2 シーズンにわたって実施し、生息情報が確認された箇所においては、痕跡確認調査(落下羽毛やペリット等の確認)の実施により生息状況を確認することとしております。 調査範囲は本地域における生息情報が少ないことから、専門家からの助言に基づいて対象事業実施区域及びその周囲 5km の範囲を設定し、広い範囲において生息状況を確認することとしております。 また、渡り鳥調査や一般鳥類調査においても夜間に調査を実施し、フクロウ類に関するデータの充足を図ることとしております。 ハチクマは生息分布の北限に近い種であり、生息確認や生態調査の必要性は高いと認識しており、調査が難しい種ではありますが、本種の採餌場となっている可能性がある養蜂場の分布等周辺情報の把握に努め、可能な範囲で調査を進めたいと考えております。 オジロワシ、オオワシにつきましては、冬季におけるシカの死体への依存にも留意し、シカの死体を確認された場合は位置情報を記録することとしております。 また、哺乳類調査ではシカの生息状況についても確認いたします。その他、クマタカ、イヌワシについても、いただいたご意見を踏まえ、調査を進めることとしております。

No.	意見の概要	事業者の見解
2	②景観について 風力発電施設のなかで発電機の形状は特殊であり自然界には存在しなえないものであり、自然風景の中に突然現れると大きな違和感があるし、場所によっては強烈的な威圧感を受ける。風発の景観調査の中ではいつも視角1%を超えないので問題はないと結論される。昼間であればそれも一つの理論なのだろうが夜間については考慮されていないのはどうしてでしょう。風発発電機は航空法の決まりだと思いが夜間に航空標識として灯りを点灯する決まりになっている。 しかし風発の景観調査の中で夜間の景観に対して配慮されたというのを私は知らない。この歌登事業地の場合は夜間、函岳からの眺望を調査すべきである。函岳は本道最北の1000m 峰であり、山頂まで車道が通り、誰もが手軽に訪れられる景勝地である。近年は夜間の星空を眺めるスポットとして人気が高くなっている。函岳山頂から北方向を眺めると、この風発施設がまともに視界に入る。夜間であれば点滅する航空標識が10 個も見られるのである。星空を眺める場所にあってそれは非常に不自然な風景になるのではないだろうか。将来、星空を眺められる観光地として函岳山頂を売り出そうと考えた時に、風発発電機の航空標識灯はマイナスでしかない。つまり観光地としての価値が風発施設により半減するという事だ。 是非とも夜間の景観調査をしてもらいたい。自然環境調査は一律で行うものではなく、地域特性を考慮して行うものと思う。	景観の調査地点（眺望点）につきましては、関係自治体や観光協会等に聞き取りを行い、いただいたご意見を踏まえて主要な眺望点及び身近な眺望点を選定しております。 夜間の景観調査につきましては、夜間景観を観光資源とする施設等の管理者に聞き取りを行い、必要に応じて適切な対応を検討することとしております。 また、函岳につきましても、函岳を観光資源とする美深町に景観に関する聞き取りを行っておりますが、改めて夜間景観について聞き取りを行い、必要に応じて適切な対応を検討することとしております。 なお、風力発電設備に設置する航空障害灯の設置基準が令和4 年に見直され、低光度航空障害灯の設置が認められたことから、航空障害灯による影響を低減できるよう検討することとしております。
3	③方法書の縦覧等について 方法書の縦覧方法はいつまでたっても変わらないのはどうしてでしょう。何かで決められたモノの通りに行われているのでしょうか、このままでいいと考えますか。これだけ実績のある事業者でなるなら、その辺を他の事業者の先頭になって変えていく気概があってほしいと思うのですがいかがでしょう。役場での縦覧、ネットでの縦覧では詳細に検討するのは難しい部分があります。せめて必要部分はコピーしてくれるくらいのサービスが必要だと思います。ここでも恣意的な物を思ってしまうのです。地域とよりよい関係を構築していこうとするならば、まずはここから始めてほしいと考えます。	縦覧場所での方法書、要約書のコピー配布やインターネット公表でのダウンロード・印刷につきましては、情報の正確性を保ち、第三者による切り取りなどにより偏った情報が拡散されることを防止するために制限しております。 しかしながら、図書の公開が住民の方々との相互理解促進のためにも、重要な位置を占めていることから、環境影響評価法に定められた方法書、要約書に加えて方法書の記載内容をご理解いただきやすく整理したパンフレット（あらまし）を作成し、縦覧場所で配布しており、インターネット公表では、準備書手続きまでダウンロード・印刷可能とし利便性の向上に努めてまいります。
4	④説明会での質問事項とその返答について 説明会での質問は準備書に対しての意見としては取り扱いません、と最初に説明がありましたが、まったく失礼な話だと思いませんか。質問は聴きっぱなしです、という事ですからね。意見のある人は文書でだせ、と言うのは傲慢以外の何物でもありません。質問を聴きっぱなしと言うのであれば、説明会での返答はどういう扱いになっているのでしょうか。正式な回答ではありませんという事でしょいか。それなら準備書に寄せられた意見要	方法書説明会につきましては、環境影響評価法に基づき実施しており、方法書の記載内容についてより一層のご理解を頂くために行っております。 方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方のご意見を確実にお受けできる方法として意見書の書面とさせて頂いております。 説明会で頂戴しました皆さまからの本事業に対する貴重なご意見やご質問、ご要望につきましては、事業者として真摯に受けとめ、

No.	意見の概要	事業者の見解
	望に対しては、正式に文書で回答するとでもいうのでしょうか。こんな文句も言いたくなります。	事業計画への反映について検討させていただくこととしております。
5	⑤その他 説明会で自然環境調査について質問させていただきましたが、コンサルの返答は酷いものでした。あの業者に調査を任せて大丈夫ですか。余計なことですがとても気になりましたので意見させていただきます。 *：誤字脱字ありましたらお許してください	当社としましては、北海道の地域状況や環境関連の調査及びコンサルタント業務に精通し実績のある環境コンサルタント会社を選定しております。 今後の現況調査、予測及び評価、準備書の作成においても、これまで以上に連携、協同を図りながら対応してまいります。

(意見書4)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①丘陵地山間尾根部分の開発になりますが、基礎部分も深い改変になります。 稼働後の排水の流れや混濁を継続的に測る必要があります。 「表 4.1-2 環境影響評価の項目の選定」に施設の稼働後の水環境が入っていません多くの川の水源地であり継続的な調査が必要です。	河川の水環境について、工事中においては、風力発電機のヤードに沈砂池を設置し、降雨時の排水は沈砂池で土砂を沈降させた後、上澄みを排水する計画としております。 また、施設の稼働後においては、沈砂池の機能が維持されるよう定期的に点検管理を行うこととしております。 したがって、水の濁りによる水環境への影響が最も懸念される工事中を対象に予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこととしております。
2	②将来の現況復帰が事業主の責任になりますが、その費用を自治体に預け、災害時などの対応も明確にしていきたいともいます。	事業終了後の原状回復は、地権者と施工方法など協議を行った上で、事業者が責任を持って対応してまいります。また、撤去工事費用については当社が事業期間に積み立てを実施してまいります。 災害予防として、風力発電機の設置場所は、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域から除外しております。万が一、災害が発生した場合につきましては、本事業に起因する災害と認められる場合、事業者が責任を持って適切に対応してまいります。
3	③要約書 図 4.2-13 生態系上位性(オオタカ)に対する調査から予測までの流れ(想定)に対策が入っていません。具体的なプランを入れてください。	要約書の図 4.2-13 では、調査から解析・予測までの流れを示しており、対策等の環境保全措置については、予測及び評価結果(影響の内容)に応じて、具体的に検討することとしております。 そのため、準備書段階において、影響の内容に応じて必要な対策等の環境保全措置を示すこととしております。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	枝幸町は山海の幸が豊かな町であり、第一次産業である漁業、酪農、林業の町でもあります。枝幸町ではゼロカーボンシティ宣言を掲げて、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しておりますが、今回の風力発電については、豊かな山林を切り開き、自然的な循環環境を代替えして発電するエネルギーと感じます。森林が存在することで光合成により二酸化炭素が飽和され、大雨による河川の汚濁防止、森林性鳥類や猛禽類の生息地にもなっており、森林自体が二酸化炭素飽和のみならず、自然環境に大きな役割を果たしています。 今回の風力発電が現実化し、自然豊かな山林を切り崩し次から次へと、再生可能エネルギーを建設した場合、枝幸町の山林や農地が減少してしまい、基幹産業である漁業、酪農、林業に対する影響が懸念されます。 枝幸町は渡り鳥の白鳥やオオワシなどの経路でもあり、大幅な渡り鳥の経路変更は、個体の存続に影響を与えることが知られておりますし、山林の減少により、河川の汚濁や、自然形態のバランスが崩れることで、既存の植物は減少し、生息動物は生息エリアが減少して山林から市街地へと生息地を広げ、住民や漁業、酪農業への影響、環境への影響、将来的に大規模な景観改変、住民の健康被害の恐れもあります。ゼロカーボンの方法は風力発電のみではなく、地域の取組としてゼロカーボンシティ宣言をしており、地域の産業や住民が取り組める方法で、二酸化炭素排出量ゼロを目指すとして理解しております。 国の脱炭素化やエネルギー自給率向上へ貢献が、かけがえのない枝幸町の環境や景観を改変し、基幹産業で働く人々や、地域住民に負担や我慢を強いるべきでなく、ゼロカーボン運動の脱炭素化に向けての経済効果の前に、枝幸町の産業と住民の安心安全に対しての配慮を十分に行い、植物や森林が吸収する二酸化炭素と、再生可能エネルギーによる二酸化炭素削減の数値が比較できる調査を希望し、慎重かつ適切な影響評価を行うべきであります。	周辺住民の方々の生活や漁業、酪農、林業といった基幹産業に影響が出ないよう十分に配慮した事業を検討することといたします。 特に林業に関しては、本事業で新設する道路や整備した既設林道を林業にも活用して頂くことで、施業の効率化にも貢献できるものと考えております。 二酸化炭素排出量の観点では、植物や山林による吸収量と本事業による削減量を算定、比較し、本事業を通して枝幸町の二酸化炭素排出量削減に寄与できるよう努めてまいります。

(意見書6)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	図 3.1-17 重要な種（猛禽類）の生息分布＜熊鷹、大鷹、鶴、蜂熊、尾白鷺、隼＞ <u>枝幸町の生息が欠落している。</u>ハチクマは不明ですが、オジロワシは多いです。内陸にも生息していますので調査すれば分かる筈です。 図 3.1-19 重要な種分布図＜尾白鷺、丹頂、チュウヒ、犬鷺、熊鷹＞ <u>枝幸町の生息が欠落している種あり。</u>また、今年の夏、実施区域付近にタンチョウが現れており、専門家にお知らせしております。	方法書の図に示す重要な種の生息分布につきましては、最新の文献その他の資料に示された情報を掲載しております。それに加えて、専門家に意見聴取を行い、生息情報を補足しております。今後も引き続き情報収集を行うとともに、現地調査により猛禽類の生息状況を確認することとしております。
2	◆「キンメフクロウ」は稚内→浜頓別→→上士幌町糠平では生息している記録がある。 調査を長く行ってください。通過地点と思われる。	キンメフクロウ等のフクロウ類につきましては、今後も引き続き情報収集を行うとともに、専門家の助言をもとに、鳴き声確認調査及び録音機設置による自動録音法（録音した音声の分析）を2シーズンにわたって実施し、生息情報が確認された箇所においては、痕跡確認調査（落下羽毛やペリット等の確認）の実施により生息状況を確認することとしております。 なお、調査範囲は本地域における生息情報が少ないことから、対象事業実施区域及びその周囲 5km の範囲を設定し、広い範囲において生息状況を確認することとしております。
3	◆鳥類は、限られた日数の1シーズン位では調査不足と言わざるを得ません。短すぎます！	鳥類調査につきましては、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和6年、経済産業省）を参考とし、専門家の助言を踏まえて設定しておりますが、必要に応じて調査の追加を検討することとしております。
4	◆【風の道は、鳥の道でもあります！】豊かな「森と海の町」である枝幸町の森林。その森林は温暖化の影響があった時、それを抑制し食料生産を可能にする場所です。樹林下の水は冷たく、生物を潤します。 樹木を伐って植林してこそ CO2 の吸収を促します。風発タワーを植えてもできないことです。その上、工事箇所から、乾燥や崩れることが想像されます。「蟻の一穴」と。 その広い作業道には、鹿やそれを追う熊が樹木に与えるリスクは大きいと思います。	本事業では、対象事業実施区域の選定にあたっては、環境に配慮し、水源涵養保安林等の改変を避けるように検討しております。 今後も地権者に相談しながら、森林への直接的または間接的な影響が極力軽減できるよう努めてまいります。
5	◆コウモリについては、説明会でお願いしました。そのほかに。 コウモリは直接当たるというより、風圧による被害を受けるようですが、その証拠となる死体を見つけれない状況下にあります。人体に大きな病気を与える＜蚊＞を餌とするコウモリは益獣であります。軽んじてはいけないことだと思っています。	コウモリ類につきましては、現地調査により生息状況の確認に努め、最新の知見を参考に適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することとしております。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	●河川状況（北見幌別川水系） <u>ペンケナイ川：東歌登 606-3 道々橋 上流端</u> <u>→北見幌別川合流点 2.3km</u> そこに繋がる藤田の沢において隣接山林箇所への懸念がある。工事箇所から直接影響を受けた際には、どのように責任を取られるお考えですか？	周辺の河川に影響が生じないように、工事計画の検討を進めてまいります。藤田ノ沢においても現地調査を実施した上で、予測及び評価を行う計画としております。 また、工事中及び施設の稼働後の降雨による濁水等の排水・処理については、「北海道林地開発許可制度の手引き」に準拠して計画することといたします。造成工事エリア内に排水路や沈砂池等を設置し、工事中及び施設の稼働後に周辺の河川等に影響が生じないように計画することといたします。 なお、万が一、本事業に起因する河川等への影響と思われる事象が確認された場合は、関係機関と協議して、事業者が責任を持って適切に対応することとしております。
7	●植物に関し。専門家のご意見を聞かれていますが、当町歌登の僅かな一角に「カタクリ」は存在しますが増えません。旧枝幸地区は自生もしていません。 そして「アズマイチゲやエンゴサクがあるかも。」と仰っていましたが、アズマイチゲやエゾエンゴサクはふさわしい場所に繁茂します。北海道の土地を知る人に是非調査して頂きたい。	植物をはじめ、現地調査につきましては、動植物の調査項目に応じて、北海道での調査経験が豊富な調査員を配置して実施することとしております。
8	<説明会に於いて疑問に思ったこと> 1. ヒグマは見当たらなかったと。調査すれば分かると思いますが→近辺の繋がる林道上に於いて、いつも大きな糞の塊が見られます。ヒグマの行動半径は広い筈ですから精査してください。「いない」とは言えません。 2. 貴重植物を「もし発見したならどのようになさるか？」に対し明確な指針をお持ちでない事を感じました。を感じました。大勢の説明会参加社員は関与していないのでしょうか？ 3. 太陽光パネルのように、御社が再生不可能な材料で作られたもの使ってエネルギー推進している姿勢には疑問があります。ゴミとなるものの再生可能にする努力をすることが社会的責任だと思います。頑張ってください!! 4. 風車タワー等の劣化や故障倒壊に於いては「御社が処理をする」と明言しましたね。是非とも、九州電力の名に恥じぬ立派な仕事を成し遂げてください。 ★★最後に、<u>森林保護プロジェクトの効果、その水増しが指摘され、カーボンニュートラルに於いても不可解な疑問が投げかけられている。</u> その事に関し明確なご説明とご意見を公表して頂きたいものです。御社の企業努力を切に望みます。	ヒグマにつきましては、地元猟友会等詳しい方から情報収集を行うとともに、哺乳類調査のほか、その他の現地調査においてヒグマの痕跡等の情報収集に努めてまいります。 重要な植物が確認された場合は、可能な限り回避又は極力低減に努めることとしておりますが、回避又は低減が難しい場合は、対象種の生育環境に合った適地に移植する等の環境保全措置を検討することとしております。 当社事業の過程（工事～運営～撤去）においては、再利用可能なものは可能な限り再利用し、資源の有効利用・廃棄物の低減に努めてまいります。 風力発電機の劣化につきましては、設備状態の継続的なモニタリングや定期的なメンテナンスを行い、故障等のトラブルの未然防止に努めてまいります。故障等が生じた場合には迅速かつ適切に復旧対応を行うこととしております。 説明会や意見書で頂戴しました住民の皆さまからの本事業に対する貴重なご意見やご質問、ご要望につきましては、事業者として真摯に受けとめ、今後の事業計画の参考にさせていただきますと考えております。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解																																								
1	土砂災害の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。 ■地すべり地形 図 2-2.6 に示された新設道路及び風車ヤードは広く地すべり地形の冠頂部にあります 1)。新設道路の幅員は 5m 以上、その両側が数メートル伐採され、10m から 20m の列状間伐がなされると推測します。また、風車ヤードの敷地の伐採は 50 メートル四方以上と推測します。地すべり地形の冠頂部の樹木の伐採や土地の改変は危険ですからやめてください。 以下に、改変範囲の森林データ 2) を示します。 <table><tr><th>林班</th><th>小班</th><th>樹種</th><th>林齢 (年)</th><th>付近の風車</th></tr><tr><td>1119</td><td>0001</td><td>天然林広葉樹</td><td>111</td><td>#2, #3</td></tr><tr><td>1120</td><td>0008</td><td>天然林広葉樹</td><td>91</td><td>#3</td></tr><tr><td>1114</td><td>0001</td><td>天然林広葉樹</td><td>121</td><td>#3</td></tr><tr><td>1114</td><td>0002</td><td>天然林広葉樹</td><td>121</td><td>#4, #5, #6</td></tr><tr><td>1121</td><td>0010</td><td>天然林広葉樹</td><td>116</td><td>#7, #8</td></tr><tr><td>1126</td><td>0003</td><td>天然林広葉樹</td><td>91</td><td>#10</td></tr><tr><td>1126</td><td>0002</td><td>天然林広葉樹</td><td>126</td><td>#9</td></tr></table> これらの林分は、林齢が約 100 年であることから分かりますとおり、植林地を守るために意図して残されたものであり、母樹として残されるべきものです。 なお、地すべり地形分布図 1) は有用ですので、準備書以降では掲載してください。 1) 防災科学技術研究所 地すべり地形分布図デジタルアーカイブ https://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html 2) 森林計画関係資料オープンデータ（令和 3 年 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/146782.html	林班	小班	樹種	林齢 (年)	付近の風車	1119	0001	天然林広葉樹	111	#2, #3	1120	0008	天然林広葉樹	91	#3	1114	0001	天然林広葉樹	121	#3	1114	0002	天然林広葉樹	121	#4, #5, #6	1121	0010	天然林広葉樹	116	#7, #8	1126	0003	天然林広葉樹	91	#10	1126	0002	天然林広葉樹	126	#9	本事業の設置計画においては、今後地形・地質調査を行い既存の地すべり地形の形状と分布を詳細に把握し、敷地及び新設道路造成工事における防災対策、環境保全措置等を行うこととしております。 計画立案に際しては、関係法令を遵守するとともに、関係行政機関と協議の上行うこととしております。 本事業の設置計画においては、現地調査において天然林（方法書では自然林と記載）の分布状況を確認し、影響を回避又は低減するとともに、地権者及び関係機関にも相談しながら、今後育林に支障がないよう検討を進めてまいります。 また、地形、地盤調査を十分に行い、専門家に相談しながら安全な施設配置に努めてまいります。
林班	小班	樹種	林齢 (年)	付近の風車																																						
1119	0001	天然林広葉樹	111	#2, #3																																						
1120	0008	天然林広葉樹	91	#3																																						
1114	0001	天然林広葉樹	121	#3																																						
1114	0002	天然林広葉樹	121	#4, #5, #6																																						
1121	0010	天然林広葉樹	116	#7, #8																																						
1126	0003	天然林広葉樹	91	#10																																						
1126	0002	天然林広葉樹	126	#9																																						

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	枝幸町は九州の都会にある御社からみれば、荒れ果てた原野にしか見えないでしょうが、希少な猛禽類のオオワシやオジロワシ、フクロウ、コウモリ、その他の鳥類、魚、動物、植物、樹木が、保たれている土地です。調査にあたっては、地元の自然に関心がなく、建て主の言いなりになるようなコンサルタント会社ではなく、地元で長く住み、自然環境の調査にたずさわってきた人を必ず、アドバイザーとして採用していただくことを強く求めます。外部のコンサルタントだけでなく、地元の自然環境の調査、観察に長く関わった日本野鳥の会の会員、博物館ボランティア、学芸員、自然保護団体の会員を入れ、調査内容をオープンにしてください。	枝幸町の自然環境は、希少な猛禽類であるオオワシやオジロワシ、フクロウ類、コウモリ類をはじめ、さまざまな動物（鳥類、魚類等）、植物（樹林等）が保たれている貴重な土地であると認識しております。そのため、調査にあたっては、地元の自然環境に精通し、長年調査に携わってきた方々を配置するとともに、地元の自然環境に深く関わりのある方々の意見を取り入れ、調査内容を透明性のある形で示すことを検討してまいります。

日刊新聞紙に掲載した公告

北海道新聞 (令和6年10月22日(火)) 朝刊 旭川北見版:33面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「枝幸ウィンドファーム(仮称)環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)の縦覧及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

令和六年十月二十二日
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役 水町 豊

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 九電みらいエナジー株式会社
代表者 代表取締役 水町 豊

所在地 福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二十三号

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称 枝幸ウィンドファーム(仮称)
種類 風力(陸上)

規模 発電所の出力 最大四万三千キロワット

三、対象事業実施区域
北海道枝幸郡枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
北海道枝幸郡枝幸町 期間及び時間

五、方法書の縦覧の場所
【縦覧場所】
枝幸町役場 町民課
(北海道枝幸郡枝幸町本町九一六番地)

枝幸町役場 歌登支所
(北海道枝幸郡枝幸町歌登東町一〇六番地十九)

北海道公営総合振興局 保健環境部環境生活課
(北海道稚内市本町四丁目二番二十七号)

【縦覧期間】
令和六年十月二十二日(火)から令和六年十一月二十一日(木)まで(土曜・日曜・祝日を除く)

【縦覧時間】
枝幸町役場 町民課及び歌登支所
午前八時三十分から午後五時十五分まで
北海道公営総合振興局 保健環境部環境生活課
午前八時四十五分から午後五時三十分まで
ウェブサイトで公表

事業者のウェブサイトにおいて、方法書を掲載いたします。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/branch/branch471.html

令和六年十月二十三日(火)から令和六年十一月五日(木)まで
六、方法書について環境の保全の見地からの意見の提出
【意見書の提出】
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書の提出先(書面にて意見書を郵送していただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けてあります意見書箱)に添付してください。

【意見書の提出に必要な事項】
①氏名及び住所(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
②意見書の提出の対案である方法書の名称
③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語に限り、この意見の理由を含めて記載してください)

【意見書の提出期限】
令和六年十一月五日(木)まで(当日消印有効)

【意見書の提出先】
〒八〇一〇〇二二 福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番九電みらいエナジー株式会社
〒二二二 九電みらいエナジー株式会社
〒二二二 KMGBビル八階
エネジニアリング本部 発電総括・環境部 宛

七、方法書説明会の開催場所及び日時
①場所 歌登地域総合センター 二階 研修室
(北海道枝幸郡枝幸町歌登東町一〇六番地十九)

日時 令和六年十一月八日(金)
午後一時三十分から午後三時(予定)

②場所 枝幸町中央コミュニティセンター 一階 コミュニティホール
(北海道枝幸郡枝幸町本町八八〇番地)

日時 令和六年十一月九日(土)
午後一時三十分から午後三時(予定)

八、お問合せ先
九電みらいエナジー株式会社
エネジニアリング本部 発電総括・環境部
(電話)〇九一一九八―〇九五二

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「枝幸ウィンドファーム(仮称)環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)の縦覧及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

令和六年十月二十二日
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役 水町 豊

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 九電みらいエナジー株式会社
代表者 代表取締役 水町 豊

所在地 福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番二十三号

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称 枝幸ウィンドファーム(仮称)
種類 風力(陸上)

規模 発電所の出力 最大四万三千キロワット

三、対象事業実施区域
北海道枝幸郡枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
北海道枝幸郡枝幸町 期間及び時間

五、方法書の縦覧の場所
【縦覧場所】
枝幸町役場 町民課
(北海道枝幸郡枝幸町本町九一六番地)

枝幸町役場 歌登支所
(北海道枝幸郡枝幸町歌登東町一〇六番地十九)

北海道公営総合振興局 保健環境部環境生活課
(北海道稚内市本町四丁目二番二十七号)

【縦覧期間】
令和六年十月二十二日(火)から令和六年十一月二十一日(木)まで(土曜・日曜・祝日を除く)

【縦覧時間】
枝幸町役場 町民課及び歌登支所
午前八時三十分から午後五時十五分まで
北海道公営総合振興局 保健環境部環境生活課
午前八時四十五分から午後五時三十分まで
ウェブサイトで公表

事業者のウェブサイトにおいて、方法書を掲載いたします。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/branch/branch471.html

令和六年十月二十三日(火)から令和六年十一月五日(木)まで
六、方法書について環境の保全の見地からの意見の提出
【意見書の提出】
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書の提出先(書面にて意見書を郵送していただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けてあります意見書箱)に添付してください。

【意見書の提出に必要な事項】
①氏名及び住所(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
②意見書の提出の対案である方法書の名称
③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語に限り、この意見の理由を含めて記載してください)

【意見書の提出期限】
令和六年十一月五日(木)まで(当日消印有効)

【意見書の提出先】
〒八〇一〇〇二二 福岡県福岡市中央区薬院三丁目二番九電みらいエナジー株式会社
〒二二二 九電みらいエナジー株式会社
〒二二二 KMGBビル八階
エネジニアリング本部 発電総括・環境部 宛

七、方法書説明会の開催場所及び日時
①場所 歌登地域総合センター 二階 研修室
(北海道枝幸郡枝幸町歌登東町一〇六番地十九)

日時 令和六年十一月八日(金)
午後一時三十分から午後三時(予定)

②場所 枝幸町中央コミュニティセンター 一階 コミュニティホール
(北海道枝幸郡枝幸町本町八八〇番地)

日時 令和六年十一月九日(土)
午後一時三十分から午後三時(予定)

八、お問合せ先
九電みらいエナジー株式会社
エネジニアリング本部 発電総括・環境部
(電話)〇九一一九八―〇九五二

環境影響評価方法書の縦覧・説明会開催のお知らせ

九電みらいエナジー株式会社では、環境影響評価法に基づき「枝幸ウインドファーム(仮称)」に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」)の縦覧および説明会を開催しますので、お知らせします。

事業概要

- 名 称 枝幸ウインドファーム(仮称)
- 種 類 風力発電(陸上)
- 規 模 発電所の出力 最大43,000kW(予定)
- 対象事業実施区域 枝幸町歌登中央および歌登東歌登の丘陵地
- 環境影響を受ける範囲と認められる地域 枝幸町

方法書の縦覧

- 縦覧場所 枝幸町役場 町民課、歌登支所
 - 縦覧期間 令和6年10月22日(火)～令和6年11月21日(木)
 - 縦覧時間 開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
- ※インターネットでもご覧になれます(縦覧開始日～令和6年12月5日(木))

<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/471>



説明会

歌登地区

場 所 歌登地域総合センター 2階 研修室
日 時 令和6年11月8日(金) 午後1時30分～

枝幸地区

場 所 枝幸町中央コミュニティセンター 1階 コミュニティホール
日 時 令和6年11月9日(土) 午後1時30分～

方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方

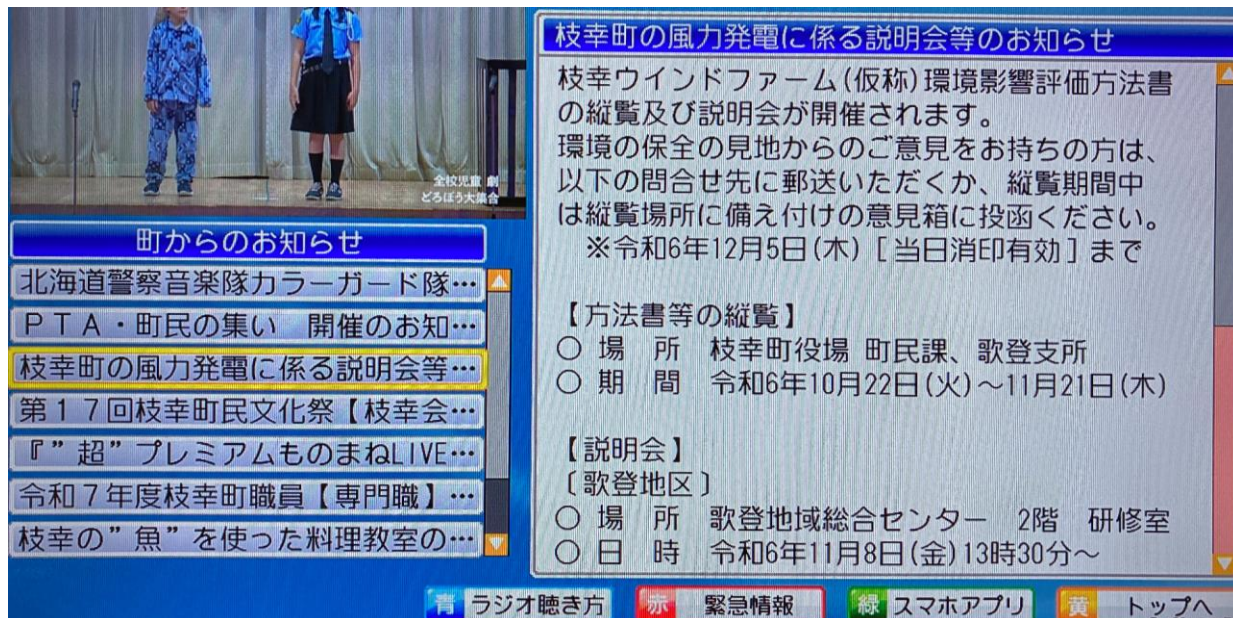
提出方法▶氏名および住所、方法書名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記提出先へ郵送または縦覧場所に設置された意見書箱へ投函してください(縦覧場所での提出は、縦覧期間のみとなります)。

提出期間▶令和6年10月22日(火)～令和6年12月5日(木)(当日消印有効)

意見書提出先・お問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階 ☎092-981-0952

枝幸町民向けケーブルテレビ「E O Sチャンネル」での文字放送



枝幸町の風力発電に係る説明会等のお知らせ

枝幸ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書の縦覧及び説明会が開催されます。
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の問合せ先に郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見箱に投函ください。
※令和6年12月5日(木)〔当日消印有効〕まで

【方法書等の縦覧】

- 場 所 枝幸町役場 町民課、歌登支所
- 期 間 令和6年10月22日(火)～11月21日(木)

【説明会】

〔歌登地区〕

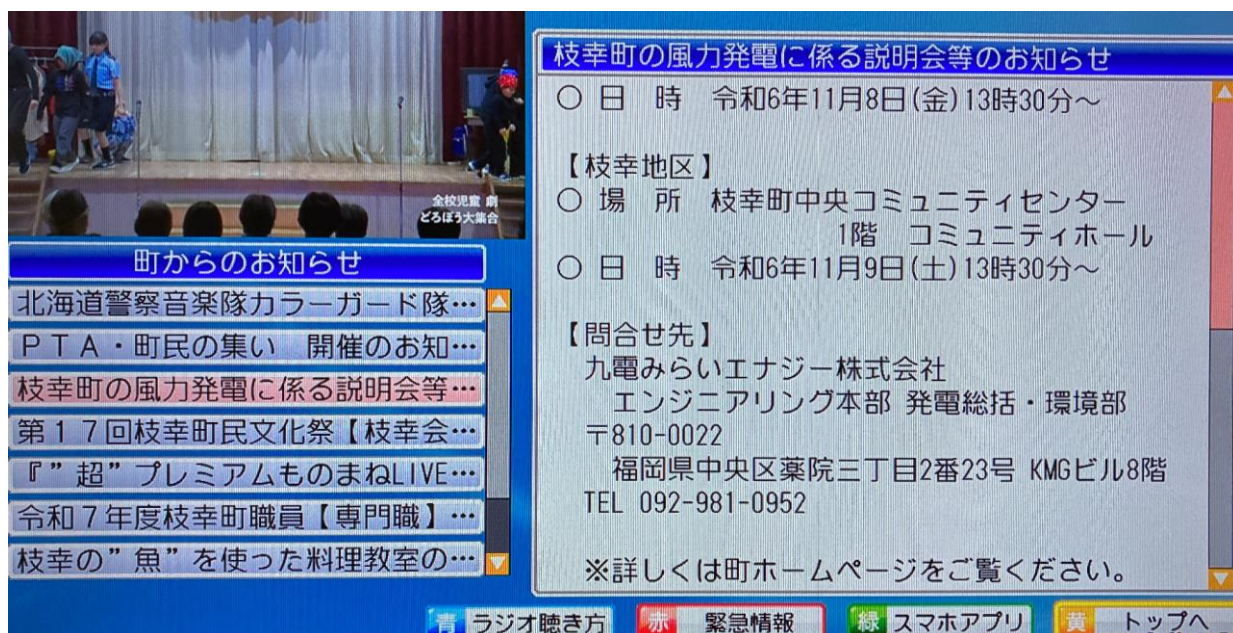
- 場 所 歌登地域総合センター 2階 研修室
- 日 時 令和6年11月8日(金)13時30分～

町からのお知らせ

- 北海道警察音楽隊カラーガード隊…
- P T A・町民の集い 開催のお知…
- 枝幸町の風力発電に係る説明会等…
- 第17回枝幸町民文化祭【枝幸会…
- 『“超”プレミアムものまねLIVE…
- 令和7年度枝幸町職員【専門職】…
- 枝幸の“魚”を使った料理教室の…

青 ラジオ聴き方 赤 緊急情報 緑 スマホアプリ 黄 トップへ

(1/2)



枝幸町の風力発電に係る説明会等のお知らせ

- 日 時 令和6年11月8日(金)13時30分～

【枝幸地区】

- 場 所 枝幸町中央コミュニティセンター
1階 コミュニティホール
- 日 時 令和6年11月9日(土)13時30分～

【問合せ先】

九電みらいエナジー株式会社
エンジニアリング本部 発電総括・環境部
〒810-0022
福岡県中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階
TEL 092-981-0952

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

町からのお知らせ

- 北海道警察音楽隊カラーガード隊…
- P T A・町民の集い 開催のお知…
- 枝幸町の風力発電に係る説明会等…
- 第17回枝幸町民文化祭【枝幸会…
- 『“超”プレミアムものまねLIVE…
- 令和7年度枝幸町職員【専門職】…
- 枝幸の“魚”を使った料理教室の…

青 ラジオ聴き方 赤 緊急情報 緑 スマホアプリ 黄 トップへ

(2/2)

枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書の 公表、縦覧及び説明会の実施について

当社は、2024年10月21日付で、「枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣へ届出いたしました。

方法書及び方法書を要約した書類（以下、要約書）につきまして、環境影響評価法に基づき以下のとおり公表・縦覧いたします。また、説明会を11月8日、9日に行います。

つきましては、方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社へ「意見書」として提出することができますので、意見書の提出方法をご覧ください。

方法書の公表

(1) 方法書

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[3.1 自然的状況](#)

[3.2 社会的状況](#)

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

(2) 方法書の要約書

(3) 方法書のあらまし

※ 方法書及び要約書は、2024年10月22日(火)から2024年12月5日(木)までご覧いただけます。
ただし、ファイル閲覧のみとさせていただきます。印刷やダウンロードはできません。

※ 方法書のあらましは、2024年12月6日(金)以降もご覧いただけます。また、印刷やダウンロードも可能です。

縦覧

○ 縦覧場所・縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
枝幸町役場 町民課	8:30～17:15 (土曜、日曜、祝日除く)
枝幸町役場 歌登支所	
北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課	8:45～17:30 (土曜、日曜、祝日除く)

○ 縦覧期間

・2024年10月22日(火)から2024年11月21日(木)まで
(但し、閉庁日(土曜・日曜・祝日)は除きます)

説明会

○ 開催日時・場所

開催日時	開催場所
2024 年 11 月 8 日(金) 13:30～15:00 (13:00 開場・受付開始)	歌登地域総合センター 2 階 研修室 (北海道枝幸郡枝幸町歌登東町 106 番地 19)
2024 年 11 月 9 日(土) 13:30～15:00 (13:00 開場・受付開始)	枝幸町中央コミュニティセンター 1 階 コミュニティホール (北海道枝幸郡枝幸町本町 880 番地)

方法書についての意見書の提出方法

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を当社まで郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくことでもお受けいたします。意見書の提出は、2024 年 12 月 5 日(木)[当日消印有効]までとさせていただきます。

○ 意見の記載事項

- ① 提出者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- ② 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③ 方法書についての環境の保全の見地からご意見
(なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

○ 提出先

- ・ 〒810 - 0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目 2 番 23 号 KMG ビル 8 階
九電みらいエナジー株式会社
エンジニアリング本部 発電総括・環境部 宛

- ・ 意見書の用紙(こちらからダウンロードできます) [PDF 形式](#)、[Word 形式](#)

方法書に関するお問合せ先

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部
TEL 092-981-0952 (土曜、日曜及び祝日を除く、9 時から 17 時まで)

※ 方法書及び要約書、あらましの著作権は、事業者等が所有しています。
引用等の著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

以 上

〔北海道 ウェブサイト〕


[北海道トップ](#)

[カテゴリから探す](#)

[組織から探す](#)

[防災情報](#)

[検索](#)

[Foreign Language](#)

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法119_枝幸ウインドファーム（仮称）

法119_枝幸ウインドファーム（仮称）

[ページ内目次](#)
[事業の概要](#)
[配慮書](#)
[方法書](#)

事業の概要

事業者

九電みらいエナジー株式会社

事業の種類

風力発電所

事業の規模

最大43,000kW

事業実施区域

枝幸町

関係市町村

枝幸町

配慮書

環境影響評価法による第二種事業であり、配慮書手続きなし。

方法書

縦覧

公表日

令和6年(2024年)10月22日

縦覧期間

令和6年(2024年)10月22日～令和6年(2024年)11月21日

一般意見提出期限

令和6年(2024年)12月5日

縦覧場所

- 枝幸町役場町民課
- 枝幸町役場歌登支所
- 北海道総合振興局保健環境部環境生活課

インターネットによる公表

[事業者ウェブサイト](#)

説明会

場所	日時
歌登地域総合センター 2階研修室	令和6年11月8日（金）13:30～15:00
枝幸町中央コミュニティセンター 1階コミュニティホール	令和6年11月9日（土）13:30～15:00

カテゴリー

> 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
 - > 入札
 - > パブコメ
 - > 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
 - > 行政情報
 - > 環境政策
 - > 環境教育
 - > 協働・普及啓発
 - > 環境影響評価
 - > 特定の開発行為
 - > 水道・数用井戸



www.misasal-hokkaido.jp

〔枝幸町 ウェブサイト〕



枝幸町
ESASHI

くらしの情報

子育て

健康・福祉

教育・文化

産業・経済

移住・定住

観光

市政情報

防災

検索

Language

AA 文字設定

お問い合わせ

枝幸町からのお知らせ

「枝幸ウインドファーム(仮称)」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ

ホーム > 枝幸町からのお知らせ > お知らせ > 「枝幸ウインドファーム(仮称)」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ

お知らせ

- ▶ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について
- ▶ 「枝幸ウインドファーム(仮称)」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ
- ▶ 令和7年度宗谷管内町村職員採用資格試験(初級・消防)一次試験合格者
- ▶ 収納事務の委託について(令和6年度)【8月16日追加】
- ▶ 収納事務の委託について(令和6年度)
- ▶ 大規模な土地の取引に関する届出について
- ▶ 枝幸港小型船溜り施設船揚場の使用停止について
- ▶ 枝幸町いじめ防止基本方針の改定について
- ▶ 枝幸町地球温暖化対策推進計画(第1次)の改定について
- ▶ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について
- ▶ 【税務課】町税のQRコードによる納付について
- ▶ 【企画課】町長と直接対話する「えさしタウンミーティング」の申込団体・グループを募集します。
- ▶ 適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ
- ▶ 重要土地等調査法による「ゴメ島」の区域指定について

「枝幸ウインドファーム(仮称)」環境影響評価方法書の縦覧と説明会のお知らせ

九電みらいエナジー株式会社では、環境影響評価法に基づき「枝幸ウインドファーム(仮称)」に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」)の縦覧と説明会が行われますのでお知らせします。

事業概要

事業の名称	枝幸ウインドファーム(仮称)
発電所の原動機の種類	風力(陸上)
発電所の出力	最大 43,000kW 定格出力: 4,300kW程度の風力発電機を最大10基設置
対象事業実施区域の位置	北海道枝幸町枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	枝幸町

方法書等の縦覧

- 縦覧場所 枝幸町役場 町民課、歌登支所
- 縦覧期間 令和6年10月22日(火)～11月21日(木)
- 縦覧時間 開庁日の8時30分～17時15分まで
・事業者のホームページからもご覧いただけます。
九電みらいエナジーホームページ
(<https://www.g-mirai.co.jp/news/archives/471>)



※ 環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を下記のお問合せ先まで郵送いただくか、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けの意見箱にご投函いただくことでもお受けいたします。
なお、意見書の提出は、令和6年12月5日(木)〔当日消印有効〕までとなります。

説明会

- 【歌登地区】
 - 場 所 歌登地域総合センター 2階 研修室
 - 日 時 令和6年11月8日(金) 13時30分～(13時00分開場)
- 【枝幸地区】
 - 場 所 枝幸町中央コミュニティセンター 1階 コミュニティホール
 - 日 時 令和6年11月9日(土) 13時30分～(13時00分開場)

お問合せ先・意見書提出先

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル8階
TEL 092-981-0952

環境影響評価方法書の説明会開催のお知らせ

九電みらいエナジーでは、枝幸町で計画している陸上風力発電事業に関する「枝幸ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書」をとりまとめました。

つきましては、以下のとおり説明会を開催しますのでご参加ください。

歌登地区

場 所

歌登地域総合センター
(2階 研修室)

日 時

令和 6 年 11 月 8 日(金)
午後1時30分～

枝幸地区

場 所

枝幸町中央
コミュニティセンター
(1階 コミュニティホール)

日 時

令和 6 年 11 月 9 日(土)
午後1時30分～



【事業概要】

- 原動力の種類 風力発電(陸上)
- 発電所の出力 最大43,000kW(予定)
- 風力発電機の基数 最大10基
- 事業の位置 枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地



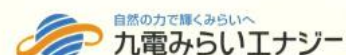
※「環境影響評価方法書の公表、縦覧及び説明会」については、当社ホームページからご覧いただけます。
<https://www.q-mirai.co.jp/news/archives/471>



九電みらいエナジーHP

お問い合わせ先

九電みらいエナジー株式会社
エンジニアリング本部 発電総括・環境部
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル8階
☎092-981-0952



ご意見記入用紙

「枝幸ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「枝幸ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入のうえ、縦覧箇所に備え付けの意見書箱へ投函もしくは下記へ郵送ください。

○郵送先 〒810-0022

福岡県福岡市中央区薬院 3 丁目 2 番 23 号 KMGビル8階

九電みらいエナジー株式会社 エンジニアリング本部 発電総括・環境部 宛

○提出期限 令和 6 年 12 月 5 日(木)〔当日消印有効〕

「枝幸ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 6 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒

環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

- 注： 1. 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
2. この用紙に書き切れない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙を追加してお使いください。